|  |
| --- |
| 【要提出】伐採及び伐採後の造林の届出書の添付書類チェックリスト |
| □ | 森林の位置図及び区域図 | 国土地理院地図や森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの |
| □ | 本人確認書類（右記のいずれか）※連名で提出される場合、双方の本人確認書類が必要です。 | □【法人の場合】法人の登記事項証明書、法人番号を記載した書類、法人の名称及び所在地を記載した書類□【法人でない団体の場合】団体の規約、団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類□【個人の場合】個人番号カード（表面）、運転免許証、住民票の写し　等 |
| □ | 他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類 | ・行政庁が発行した証明書、許認可証の写し・申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類（参考様式１）・申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類 |
| □ | 伐採後の造林をする権原を有することを証する書類（右記のいずれか） | 土地の登記事項証明書、固定資産税納税通知書、土地の売買契約書、遺産分割協議書、伐採後の造林の受委託契約書、土地の賃借契約書、森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面（参考様式２） |
| □ | 森林の土地の所有者でない場合は、森林を伐採する権原を有することを証する書類（右記のいずれか） | 立木の登記事項証明書、立木売買契約書、遺産分割協議書、伐採の同意書・承諾書、伐採の受委託契約書、伐採権原に関する状況を記載した書面（参考様式３） |
| □ | 境界確認に関する書類 | 届出者が国や地方公共団体、独立行政法人の場合は不要 |
|  | □【境界確認を行う場合】隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行った（行う）ことを証する書類 | 境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類（参考様式４）、隣接森林所有者の現地立会写真、伐採開始時までに境界確認を行うことを明らかにした書類（参考様式５） |
|  | □【伐採区域が隣接の森林の土地との境界に接していない場合】□【地形等により森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合】 | 国土地理院地図や森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの上記で判断できない場合には、現地写真等の添付 |
| □ | 伐採及び集材に係るチェックリスト | 主伐の場合 |
| □ | 搬出計画図（搬出を行う場合） |
| □ | 伐採後の土地利用等に係る計画 | 伐採後、森林以外の用途で利用する場合 |
| □ | 確認通知書・適合通知書交付申請書 | 通知書の交付を希望する場合 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市使用欄 | 林地開発1.0 | 太陽光発電0.5 | 市開発協議0.2 | 府緑条例0.1or0.3 | 自然公園 他 |
|  |  |  |  |  |

**「伐採及び伐採後の造林届出書」を提出する際の注意事項**

〇 この様式を用いて、「伐採及び伐採後の造林届出書」を提出してください。

〇 森林の立木を伐採する場合、事前に届出を行うことが義務づけられています。

また、伐採後は、事後に森林の状況の報告を行うことが義務づけられています。

〇 市は、市森林整備計画に照らし、届出に対し変更や遵守を命じることがあります。

また、無届伐採等には、伐採の中止及び造林を命じることがあります。

**届出の対象者**

〇 森林所有者や立木を買い受けた方、施設を管理する方などです。

〇 立木を伐採する方と伐採後の造林を行う者が異なる場合は共同で提出します。

**提出の時期・期間**

（1）伐採及び伐採後の造林の届出：伐採を始める90日前から30日前まで

（2）伐採に係る森林の状況報告：伐採が完了した日から30日以内

（3）伐採後の造林に係る森林の状況報告：造林が完了した日から30日以内

（提出先）伐採・造林する森林が所在する市役所

**森林法（昭和26年法律第249号）**

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第10条の8　森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。（略）

２　森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。